

第89期 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をしていただき、当日のご来場は極力お控えいただくようお願い申し上げます。

総会会場においては、体温測定、マスク着用、アルコール消毒などの感染予防措置を取らせていただきますので、何卒ご協力のほどお願い申し上げます。また、状況によりましては、ご入場の制限をせざるを得ない場合もございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

日 時 | 2021年6月24日(木) 午前10時
(受付開始は午前9時を予定しております。)

場 所 | 飯田橋ファーストタワー地下1階
ベルサール飯田橋ファースト

決議事項 | 第1号議案 取締役9名選任の件
第2号議案 補欠監査役1名選任の件
第3号議案 取締役の報酬額改定の件
第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

NECネットエスアイ株式会社

証券コード:1973

株主総会の来会記念品のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

ご挨拶

NECネットエスアイグループは、
コミュニケーションで創る
包括的で持続可能な社会の実現に
取り組んでまいります。

代表取締役執行役員社長 牛島 祐之

ここに第89期定時株主総会招集ご通知を作成いたしましたので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

今後とも、株主の皆様のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2021年6月

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類 (添付書類)	4
事業報告	15
連結計算書類	40
計算書類	43
監査報告書	46
[ご参考]特集	52

添付書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の定めに基づき、当社ホームページ (<https://www.nesic.co.jp>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供いたしております。

なお、監査報告および会計監査報告を作成するに際して監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類には、添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」および「個別注記表」も含まれております。

証券コード 1973
2021年6月2日

株 主 各 位

東京都文京区後楽二丁目6番1号
NECネットエスアイ株式会社
代表取締役執行役員社長 牛島 祐之

招集ご通知

第89期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第89期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会では、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をしていただき、当日のご来場は極力お控えいただくようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2頁のご案内に従って、**2021年6月23日（水曜日）午後5時15分まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2021年6月24日（木曜日）午前10時 (受付開始は午前9時を予定しております。)
2. 場 所	東京都文京区後楽二丁目6番1号 飯田橋ファーストタワー 地下1階 ベルサール飯田橋ファースト
3. 会 議 の 目 的 事 項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none">第89期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件第89期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <ol style="list-style-type: none">第1号議案 取締役9名選任の件第2号議案 補欠監査役1名選任の件第3号議案 取締役の報酬額改定の件第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

以上

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について、修正すべき事情が生じた場合には、当社ホームページに掲載することにより、修正事項をお知らせいたします。

当社ホームページ ▶▶▶▶ <https://www.nesic.co.jp>

議決権行使についてのご案内

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会に出席する場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。



株主総会日時

2021年6月24日(木曜日)
午前10時

議決権行使書用紙を郵送する場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、下記の行使期限までに当社株主名簿管理人（三井住友信託銀行）に到着するようご返送ください。



行使期限

2021年6月23日(水曜日)
午後5時15分必着

インターネット等により議決権を行使する場合



当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスするか、議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取る方法（スマート行使）により、下記の行使期限までに議案に対する賛否をご登録ください。詳細は次頁をご参照ください。

[議決権行使ウェブサイト]

<https://www.web54.net>

行使期限

2021年6月23日(水曜日)
午後5時15分まで

【ご注意】

- (1) 議決権行使書用紙を郵送される場合、議案に対する賛否のご表示がないときは、会社提案に賛成のご表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等によって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。

パスワードのお取り扱い

- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了まで大切に保管願います。
- パスワードのお電話によるご照会にはお答えいたしかねます。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

システムに関するご注意事項

- 議決権行使ウェブサイトおよびスマート行使をご利用いただくためのプロバイダへの接続および通信料金は、株主様のご負担となります。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、議決権行使ウェブサイトへ遷移できます。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.web54.net>



携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo! ケータイ）やスマートフォンなどの場合、議決権行使書用紙裏面左下に記載のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

フリック

- 2 ログイン

お手元の議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」を入力



議決権行使コード

- 3 パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」を入力



ログインIDパスワード

- 4 以降、画面の指示に従って賛否をご入力ください

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～21:00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	
1	牛島 祐之	代表取締役 執行役員社長	再任
2	野田 修	取締役 執行役員常務兼ビジネスデザイン統括本部長	再任
3	関澤 裕之	取締役 執行役員常務	再任
4	竹内 一彦	取締役 執行役員常務兼ネットワークインフラ事業本部長	再任
5	芦澤 美智子	社外取締役	再任 社外 独立
6	村松 邦子	社外取締役	再任 社外 独立
7	吉田 守	社外取締役	再任 社外 独立
8	芦田 潤司	取締役	再任
9	川久保 透	取締役	再任

取締役候補者の指名を行うに当たっての方針

[方針]

当社の取締役会は、役員候補の指名にあたり、経営をリードするために必要なスキル・経験を兼ね備え、当社の事業発展に貢献できる人材であることを基本とし、以下の事項を考慮し適材適所の観点により総合的に検討し決定しております。

(役員として求められる適性)

- ・高い経営的知識、客観的判断能力を有し、先見性や洞察力に優れていること
- ・高い品格と倫理観を有していること
- ・専門分野における能力・知識・経験・実績を有していること
- ・バランス感覚と決断力を有していること
- ・事業活動全般を把握していること

候補者番号

1

う し じ ま ゆ う し
牛 島 祐 之

(1960年4月29日生)

再任



- 所有する当社の株式数
18,600株
- 取締役在任年数
7年
- 取締役会出席回数
14回／14回

▶ **略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況**

- 1984年 4月 当社入社
- 2011年 4月 当社地域事業本部中日本支社長
- 2013年 4月 当社執行役員兼営業統括本部東日本支社長
- 2014年 6月 当社取締役兼執行役員
キューアンドエー(株)代表取締役執行役員副社長
- 2015年 4月 当社取締役兼執行役員
キューアンドエー(株)代表取締役執行役員社長
- 2016年 4月 当社取締役
キューアンドエー(株)代表取締役執行役員社長
- 2017年 6月 当社代表取締役執行役員社長 (現任)

▶ **取締役候補者とした理由**

牛島祐之氏は、当社の国内拠点における支社長としての実績などから当社の事業環境や業界について豊富な知識と経験を有しております。また、2014年からは当社グループ会社の副社長、社長および当社の代表取締役執行役員社長を歴任するなど、経営に関する十分な知識と経験を有し、当社の事業拡大に貢献してまいりました。これまでの実績や経験を活かし、当社グループの企業価値向上および国内外の激しい環境変化への対応等、当社事業の一層の飛躍と発展を実現するうえで適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。

候補者番号

2

の だ お さ む
野 田 修

(1958年5月1日生)

再任



- 所有する当社の株式数
8,400株
- 取締役在任年数
3年
- 取締役会出席回数
13回／14回

▶ **略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況**

- 2010年 10月 日本電気(株)企業ソリューション事業本部第一企業ネットワークソリューション事業部長
- 2013年 1月 日本電気(株)企業ソリューション事業本部長
- 2015年 4月 当社執行役員兼企業ソリューション事業本部長代理
- 2016年 4月 当社執行役員常務 (現任) 兼企業ソリューション事業本部長
- 2018年 6月 当社取締役 (現任)
- 2019年 4月 当社ビジネスデザイン統括本部長 (現任) 兼デジタルソリューション事業本部長

▶ **取締役候補者とした理由**

野田修氏は、日本電気株式会社において、ビジネスソリューション事業に関する分野でのグローバル情報共有基盤の立ち上げや企業テレフォニー市場における業容拡大を事業責任者として牽引した実績を有しております。また、2015年より当社執行役員として、企業ネットワークの成長、収益性改善の実績やDX (※) の責任者としての取り組みなど、当社の事業拡大に貢献してまいりました。これまでの知識と経験を活かし、当社グループの企業価値向上を実現するために適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。

※ DX : Digital transformationの略。AI (人工知能) ・IoT (Internet of Things) ・RPA (Robotic Process Automation) 等の最先端技術を用いて、企業・産業の事業活動や都市運営などを大きく変革すること。

候補者番号

3



- 所有する当社の株式数
11,400株
- 取締役在任年数
2年
- 取締役会出席回数
14回/14回

せきざわ ひろゆき
関澤 裕之

(1960年7月6日生)

再任

▶ **略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況**

2009年 7月 日本電気(株)経理部統括マネージャー
2011年 7月 日本電気(株)経理部長
2015年 5月 日本電気(株)経理本部長
2017年 6月 当社執行役員
2019年 4月 当社執行役員常務(現任)
2019年 6月 当社取締役(現任)

▶ **取締役候補者とした理由**

関澤裕之氏は、日本電気株式会社において経理部門の責任者を務め、また海外関係会社における財務責任者や上席役員としての実績から、経理・財務に関する分野において豊富な知識と経験を有しております。また、2017年に当社執行役員に就任、2019年6月からは取締役執行役員常務として経理・財務戦略を統括するとともに、コーポレートスタッフ部門の責任者として当社グループの企業価値向上や経営基盤の強化を推進してまいりました。これまでの知識や経験を活かし、当社グループの企業価値向上を実現するために適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。

候補者番号

4



- 所有する当社の株式数
5,400株
- 取締役在任年数
1年
- 取締役会出席回数
14回/14回

たけうち かずひこ
竹内 一彦

(1962年11月10日生)

再任

▶ **略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況**

1985年 4月 当社入社
2011年 4月 当社営業統括本部第一企業ソリューション営業本部長
2014年 4月 当社執行役員兼テクニカルサービス事業本部長代理
2016年 10月 当社執行役員兼社会インフラソリューション事業本部長代理
2019年 4月 当社執行役員兼営業統括本部長代理
2020年 4月 当社執行役員常務兼ネットワークインフラ事業本部長(現任)
2020年 6月 当社取締役(現任)

▶ **取締役候補者とした理由**

竹内一彦氏は、当社事業部門や営業部門の経験、また営業本部長としての実績から当社を取り巻く事業環境や、技術領域・営業領域双方において豊富な知識と経験を有しております。執行役員に就任した2014年以降もサポートサービス事業や社会インフラ事業、また営業分野の事業責任者を務め、幅広い領域において事業成長の一翼を担い、当社の事業基盤を確立してまいりました。これまでの知識や経験を活かし、当社グループの企業価値向上を実現するために適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。

候補者番号

5



- 所有する当社の株式数
0株
- 社外取締役在任年数
3年
- 取締役会出席回数
13回/14回

あしざわ みちこ
芦澤 美智子 (1972年10月23日生)

再任 社外 独立

▶ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1996年 10月 センチュリー監査法人国際部（現・有限責任あずさ監査法人）入所（2001年5月退所）
2003年 9月 (株)産業再生機構入社（2006年1月退社）
2006年 2月 アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合（現・㈱アドバンテッジパートナーズ）入社（2007年1月退社）
2013年 4月 横浜市立大学国際総合科学部（現・国際商学部）准教授（現任）
横浜市立大学国際マネジメント研究科（大学院）准教授（現任）
2016年 9月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科非常勤講師（現任）
2018年 6月 当社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

ネットイヤーグループ(株)社外取締役（監査等委員）
日本発条(株)社外監査役

▶ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

芦澤美智子氏は、監査法人における公認会計士としての業務経験や、株式会社産業再生機構において大企業の再生プロジェクトに従事するなど豊富な経験を有しております。また、現在、主に企業再生M&Aについて研究するほか、大学院にて講師を務めるなど、経営管理全般の専門知識を有しております。これらの財務および経営に関する幅広い知見を踏まえ、引き続き客観的立場から当社の経営に対する助言および監督等の適切な役割を果たしていただくことが期待できると判断し、社外取締役候補者としたものであります。

候補者番号

6



- 所有する当社の株式数
0株
- 社外取締役在任年数
2年
- 取締役会出席回数
14回/14回

むらまつ くにこ
村松 邦子 (1958年9月1日生)

再任 社外 独立

▶ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

2003年 11月 日本テキサス・インスツルメンツ(株)（現・日本テキサス・インスツルメンツ(株)）企業倫理室長（2009年9月退社）
2009年 10月 一般社団法人経営倫理実践研究センター主任研究員
2010年 1月 (株)ウェルネス・システム研究所代表取締役（現任）
2016年 4月 特定非営利活動法人GEWEL代表理事（2019年3月退任）
2018年 4月 一般社団法人経営倫理実践研究センター上席研究員（現任）
2019年 6月 当社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

(株)ヨコオ社外取締役
九州旅客鉄道(株)社外取締役

▶ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

村松邦子氏は、外資系半導体メーカーにおいて、企業倫理室長やダイバーシティ推進責任者などを務めた後、持続可能な社会の土台づくりを志し株式会社ウェルネス・システム研究所を設立し、自ら経営する傍ら、サステナビリティ経営に関するアドバイザーを務めております。また、特定非営利活動法人での代表理事や大学での講師など、多様な経験を有しております。これらのグローバル感覚やコンプライアンス関連、ダイバーシティ推進等のESGに関する高い知見を踏まえ、引き続き客観的立場から当社の経営に対する助言および監督等の適切な役割を果たしていただくことが期待できると判断し、社外取締役候補者としたものであります。

候補者番号

7



- 所有する当社の株式数
0株
- 社外取締役在任年数
1年
- 取締役会出席回数
11回/12回

よ し だ
吉 田ま も る
守

(1956年5月21日生)

再任

社外

独立

▶ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 2009年 6月 パナソニック(株)役員
パナソニック(株)A V Cネットワークス社副社長兼コンシューマー事業担当
- 2012年 6月 パナソニック(株)常務取締役
パナソニック(株)A V Cネットワークス社社長
- 2013年 4月 パナソニック(株)常務取締役兼技術CTO
- 2015年 4月 パナソニック(株)常務取締役
パナソニック(株)アプライアンス社上席副社長兼エアコンカンパニー社長兼テレビ事業担当
- 2015年 6月 パナソニック(株)常務役員
パナソニック(株)アプライアンス社上席副社長兼エアコンカンパニー社長兼テレビ事業担当
- 2016年 6月 パナソニック(株)常任監査役 (2020年6月退任)
- 2020年 6月 当社社外取締役 (現任)

▶ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

吉田守氏は、大手電機メーカーにおいて、複数の分野における事業責任者を務めた経験から幅広い経営能力や戦略構築力を有し、また技術CTOを務め、技術マネジメント、モノづくり、マーケティング等、幅広い知見と経験を有しております。また、2016年以降は常任監査役として企業経営のガバナンス改革を推進しております。これらのモノづくりに関する知見や企業経営者としての豊富な経験を踏まえ、引き続き客観的立場から当社の経営に対する助言および監督等の適切な役割を果たしていただくことが期待できると判断し、社外取締役候補者としたものであります。

候補者番号

8



- 所有する当社の株式数
0株
- 取締役在任年数
4年
- 取締役会出席回数
14回/14回

あ し だ
芦 田じ ゅ ん じ
潤 司

(1969年3月12日生)

再任

▶ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 2009年 4月 日本電気(株)ITサービス企画本部グループマネージャー
- 2013年 4月 日本電気(株)SI・サービス企画本部シニアマネージャー
- 2014年 4月 NECソリューションイノベータ(株)経営企画部長
- 2016年 4月 NECソリューションイノベータ(株)執行役員兼経営企画部長
- 2017年 4月 日本電気(株)経営企画本部長 (現任)
- 2017年 6月 当社取締役 (現任)

▶ 取締役候補者とした理由

芦田潤司氏は、日本電気株式会社の経営企画本部長であり、取締役として期待されるコーポレートガバナンス、内部統制強化や経営戦略・経営企画に関する知識と経験を有しております。引き続きこの知識と経験を活かし、当社グループの企業価値向上に貢献いただけるものと判断し、取締役候補者としたものであります。

候補者番号

9

かわくぼ
川久保

とおる
透

(1965年4月19日生)

再任



- 所有する当社の株式数
0株
- 取締役在任年数
1年
- 取締役会出席回数
12回/12回

▶ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 2009年 4月 日本電気(株)NTT事業本部NTTシステム事業部グループマネージャー
- 2014年 4月 日本電気(株)NTTシステム事業部長代理
- 2015年 4月 日本電気(株)NTT営業事業部NTT営業統括部長
- 2017年 4月 日本電気(株)NTT営業本部長
- 2020年 6月 当社取締役 (現任)
- 2021年 4月 日本電気(株)執行役員 (現任)

▶ 取締役候補者とした理由

川久保透氏は、当社事業との関係が深い日本電気株式会社ネットワークサービスビジネスユニットのNTT営業本部長を務め、当社のサービス・事業領域拡大のために必要な通信キャリアビジネス事業に関する豊富な知識と経験を有しております。引き続きこの知識と経験を活かし、当社グループの企業価値向上に貢献いただけるものと判断し、取締役候補者としたものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 野田修氏および関澤裕之氏は、過去10年間に当社の親会社である日本電気株式会社の業務執行者でありました。なお、その地位は上記「略歴、当社における地位および重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
3. 取締役候補者との責任限定契約
当社は、芦澤美智子氏、村松邦子氏、吉田守氏、芦田潤司氏および川久保透氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、120万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。
各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。
4. 取締役候補者との役員等賠償責任保険契約
当社の親会社である日本電気株式会社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告2.(2) [①取締役および監査役の状況] に記載のとおりです。
各氏の再任が承認された場合、各氏は当該保険契約の被保険者となります。
5. 芦田潤司氏および川久保透氏は、当社の親会社である日本電気株式会社における業務執行者であります。
6. 当社は、芦澤美智子氏、村松邦子氏、および吉田守氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合、引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

【独立性判断基準について】

当社は、独立社外取締役候補者および独立社外監査役候補者の選定にあたり、法令に定める社外性の要件に加え、株式会社東京証券取引所が定める独立性判断基準等を踏まえ、候補者を選定しております。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役 笠浩久氏は本総会開始の時をもって選任の効力が失効いたしますので、社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得たうえで、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。



- 所有する当社の株式数
0株
- 監査役在任年数
一年
- 取締役会出席回数
一回／一回
- 監査役会出席回数
一回／一回

りゅう ひろひさ
笠 浩久 (1964年8月4日生)

再任 社外 独立

▶ 略歴、当社における地位および重要な兼職の状況

- 1994年 4月 弁護士登録坂野・瀬尾・橋本法律事務所（現・東京八丁堀法律事務所）入所
- 2001年 4月 金融庁監督局総務課金融危機対応室課長補佐（任期付職員）
- 2003年 4月 東京八丁堀法律事務所復帰
- 2004年 4月 東京八丁堀法律事務所パートナー弁護士（現任）

（重要な兼職の状況）

イー・ギャランティ株式会社社外監査役

▶ 補欠社外監査役候補者とした理由

笠浩久氏は、弁護士として企業法務に関する見識を有するとともに、金融庁の任期付職員を務めるなど豊富な実務経験を有しております。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、これまでの知識と経験を活かしていただくことにより、業務遂行の適法性等について公正・客観的な立場から監査を行うことに適任であると判断し、当社の補欠社外監査役候補者としたものであります。

(注) 1. 候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

2. 笠浩久氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 補欠監査役候補者との責任限定契約

笠浩久氏が社外監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、120万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

4. 補欠監査役候補者との役員等賠償責任保険契約

当社の親会社である日本電気株式会社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告2.(2) [①取締役および監査役の状況]に記載のとおりです。

笠浩久氏が社外監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。

5. 笠浩久氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案および第4号議案の概要

当社では、当社の取締役の報酬等は、業界における競争力を維持するとともに、業績向上のインセンティブとして機能させるため、適正な水準を設定し、会社業績との連動性を確保する等、職責や成果を反映した報酬体系としております。

急速に変化する事業環境に対応して、取締役の役割・責務が増大していることや更なるコーポレートガバナンス強化のため、優秀な人材を確保するに相応しい報酬水準を維持する必要性等を勘案し、今般、報酬水準の見直しを行うこととしました。

当社の取締役（業務執行を行わない取締役を除く）の報酬は、

- ①月額報酬（役位および役割発揮度に応じた固定報酬）、
- ②短期インセンティブとしての業績に連動する賞与および
- ③長期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬により構成しております。

また、業務執行を行わない取締役の報酬等は、業務執行の監督という役割から、会社業績との連動は行わず毎月一定の金額を支払うこととしております。

今般の改定は、当社の取締役の報酬額を年額3億円以内から年額3億5,000万円以内に増額するとともに、そのうち社外取締役分の報酬額を年額3,000万円以内から年額5,000万円以内に増額するものです。また、この取締役の報酬の枠内で支払うこととしております譲渡制限付株式報酬について、この取締役の報酬枠と別枠としたうえで、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年額3,000万円以内から年額6,000万円以内に増額いたしたく存じます。

当社は2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告の2.(2)「②取締役および監査役の報酬等」に記載のとおりであります。株主総会参考書類第3号議案「取締役の報酬額改定の件」および第4号議案「取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件」（以下、これらの議案をあわせて「本議案」といいます。）に基づく取締役の報酬額および譲渡制限付株式報酬制度の改定は、その方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、その方針を変更することは予定しておりません。また、本議案は、メンバーの過半数が独立社外取締役で構成され、かつ、独立社外取締役が議長を務める諮問会議での審議結果を踏まえて決定しております。

項目	現行	改定後（案）
取締役報酬 （うち社外取締役分）	年額3億円以内 （年額3,000万円以内）	年額3億5,000万円以内 （年額5,000万円以内）
譲渡制限付株式報酬	年額3,000万円以内 ※上記取締役報酬に含む	年額6,000万円以内 ※上記取締役報酬とは別枠

第3号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額は、2015年6月23日開催の第83期定時株主総会において、「取締役および監査役の報酬額改定の件」として年額3億円以内（うち社外取締役分は年額3,000万円以内）とご承認いただいておりますが、急速に変化する事業環境に対応して、取締役の役割・責務が増大していることや更なるコーポレートガバナンス強化のため、優秀な人材を確保するに相応しい報酬水準を維持する必要性等を勘案し、取締役の報酬額を年額3億5,000万円以内（うち社外取締役分は年額5,000万円以内）に改定することをお願いするものであります。

本改定は、報酬水準を競合他社に対して競争力のあるレベルまで引き上げることを目的としており、相当であると考えております。

取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。なお、当社は使用人兼務取締役に対し、使用人分給与（賞与を含む）は支給しておりません。

また、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、本総会終結後の取締役は9名（うち社外取締役3名）となります。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

1. 本制度改定の理由

当社は、2019年6月21日開催の第87期定時株主総会において、「取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件」としてご承認いただき（以下、同定時株主総会における当該議案に関する決議を「当初決議」といいます。）、当社の取締役（業務執行を行わない取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入しております。

今般、当初決議の内容を以下のとおり一部改定し、対象取締役に對し譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を増額することをお願いするものであります。

本改定は、中期経営計画の進捗状況、当初決議以降の当社の株価推移等を総合的に勘案したものであり、本制度により取締役に付与する株式数の上限については変更せず希釈化率に影響を与えるものではないことから、相当であると考えております。

2. 本制度改定の概要

当社の取締役の報酬等の額は、2015年6月23日開催の第83期定時株主総会において、「取締役および監査役の報酬額改定の件」として年額3億円以内（うち社外取締役分は年額3,000万円以内）とご承認いただき、さらに当初決議において、かかる報酬枠の範囲内で譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を支給するものとし、その金銭報酬債権の総額を、年額3,000万円以内とご承認いただいております。

本制度は、対象取締役に對して、当社の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式を付与するために金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付させることで、当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものですが、本制度に基づき対象取締役に對して支給される金銭報酬債権の総額を、上記の報酬枠とは別枠として、年額6,000万円以内と改定いたします。

以上の改定点を除き、当初決議の内容に変更はございません。なお、2020年6月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割に伴う調整として譲渡制限付株式付与のために発行又は処分される当社の普通株式数の上限を年60,000株に変更しております。

なお、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、本総会終結後の取締役は9名（うち、業務執行を行わない取締役は社外取締役3名を含む5名）となり、対象取締役は4名となります。

以上

<参考>

2019年6月21日開催の第87期定時株主総会においてご承認いただいた譲渡制限付株式報酬制度の概要は次のとおりです。

当社の取締役（業務執行を行わない取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）は、当社の取締役会決議に基づき、本制度により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年60,000株以内とします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

なお、当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結しています。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、当社の取締役会が定める役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、上記役務提供期間が満了する前に上記(2)に定める地位を喪失した場合には、本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

事業の経過および成果

当連結会計年度（2020年4月1日～2021年3月31日、以下、当期）のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、4月に緊急事態宣言が発令されるなど急速な悪化を余儀なくされ、5月末の緊急事態宣言解除を経て、一時的に持ち直しの動きが見られましたが、本年1月に緊急事態宣言の再発令などもあり、その回復も弱いものとなっております。足元では、製造業中心に企業の景況感は戻りつつありますが、未だ感染症収束の目途はつかず、国内外における経済の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経済環境下、当社の事業領域であるICT^(※1)市場においては、一部に新型コロナウイルス感染症の影響が顕在化するなど、分野毎に強弱が見られました。

企業においては、新型コロナウイルス感染症対策を契機としたテレワーク導入など、働き方改革関連投資が堅調に推移し、クラウドやAI、IoT、RPAといったDX^(※2)などの最先端技術領域への関心も急速に高まりましたが、お客様企業における業績悪化等の懸念により、設備更新といった不要不急のICT投資については先送りされるなどの弱さも見られました。通信事業者においては、5Gに向けたマイグレーションや通信品質改善に向けた設備投資が堅調に推移し、年度後半からは基地局設置等5G投資も動きはじめました。官庁・自治体、公益関連においては、一部で入札案件の先送りなどの影響がありましたが、消防・防災や放送、映像・CATV分野などの都市基盤高度化に向けたシステム投資は継続しました。また、文教分野では遠隔授業や教育の情報化推進に伴うICT投資ニーズが急速に拡大し、特に、GIGAスクール構想の実現に向けた投資が当期に集中しました。一方、海外においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた入管規制などの影響が見られました。

こうした市場環境のなか、当社グループでは、働き方改革分野や、文教市場向けICT投資、通信事業者向けインフラ整備投資において顕在化したプロジェクトに積極的に対応いたしました。

当社は、2019年5月に策定した中期経営計画「Beyond Borders 2021」のもと、当社グループの強みを活かし、パートナー企業と共に新しい社会価値を生み出す「コミュニケーションサービス・オーケストレーター」を目指し、社会課題の解決、技術変革の波を事業拡大のチャンスと捉え、「デジタル」と「5G」を軸に、新しい事業モデルへのシフト、新事業創出に注力しております。

この考え方にに基づき、デジタル領域については、2007年より取り組んでいる働き方改革関連事業において、時代の先を見据えたイノベーションを生む働き方を実践し、その成果を通じ

てお客様に様々な働き方改革ソリューションを提供すべく、DX技術の積極活用を図ってまいりました。その一環として、2019年10月より、本社オフィスのスペースを削減し、通勤30分以内となる東京近郊のサテライトオフィスに分かれて働く分散型ワークを実践しております。当期において、当社では、4月の緊急事態宣言発令を受け、この仕組み、技術を生かして原則テレワークでの事業遂行を行うとともに、昨今の社会課題である新型コロナウイルス感染症予防策として当社の働き方改革のノウハウをお客様と共有し、分散型ワークの導入やテレワーク・遠隔授業等の環境整備に迅速に対応してまいりました。また、DX技術を活用し、業務やコミュニケーションの効率化、承認の電子化など、パートナーとの共創のもと、今後の新しい働き方（ニューノーマルな働き方）に対応する様々な取り組みの実践やソリューション開発を加速させてまいりました。さらには、これらのクラウド型のサービスについて、電話、Web等を活用してお客様とのコミュニケーションを図るインサイドセールスの取り組みを新たに展開し、従来当社の事業領域ではなかった中小企業（SMB）市場の開拓も進めてまいりました。一方、5G領域に対しては、2020年11月に、人材育成および新技術の評価・検証、新サービス創出の場として「基盤技術開発センター」を開設するとともに、そのなかに、5Gの実機やサービス検証が出来る設備を備えた5Gラボを新設いたしました。今後市場の拡大が期待される5G領域における技術者の育成強化を図るとともに、お客様やパートナーとの共創を通じて、5Gを活用した新しいサービスの開発や実証を行ってまいります。また、市場の潜在力があるローカル5Gにおいては、CATV、防災・減災などの当社の強みを活かせる分野に注力して、実証実験や提案活動を行っております。さらに、「デジタル×5G」時代に向け、ローカル5Gを活用したスマートビルの実現や新たなワークスタイルのサービス提供を目指した三井不動産株式会社との共同実証実験も行っております。今後も、5G領域における基地局、コアネットワークといったインフラの構築から、企業向けデジタルサービスまで手掛ける当社の強みを活かした事業展開を加速させていく考えです。

これらの結果、当期における連結業績は、売上高は3,391億9百万円（前期比11.7%増）、営業利益は255億63百万円（前期比57.4%増）、経常利益は254億93百万円（前期比60.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は157億45百万円（前期比67.1%増）となりました。

売上高は、前期比11.7%の増加の3,391億9百万円となりました。これは、当期に投資が集中したGIGAスクールの売上が大きく貢献したことや、DX技術を活用した働き方改革に関連したICTサービス、通信事業者向けインフラ整備などの注力領域が増加したことにより、全セグメントで増加したことによるものです。受注高につきましても、GIGAスクール案件に加え、テレワークニーズを追い風にしたDX/働き方改革関連分野や、通信事業者向けなどを中心に拡大し、前期比10.5%増加の3,368億77百万円となりました。

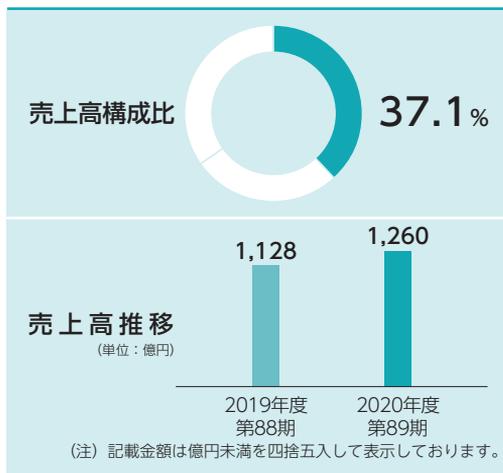
収益面では、新サービス開発や人材育成などの成長に向けた投資を増やしましたが、売上高の増加に加えて、高付加価値サービス拡大への取り組みやリソース効率の向上、プロジェクト管理徹底などによる収益性改善効果の進展に加え、エンジニアリング&サポートサービス事業において不採算プロジェクトに対する損失引当金が減少したことにより、増益となりました。これにより、営業利益は前期比57.4%増加の255億63百万円、経常利益は60.0%増加の254億93百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、67.1%増加の157億45百万円と、いずれも過去最高業績となりました。

（単位：億円）



（注）記載金額は億円未満を四捨五入して表示しております。

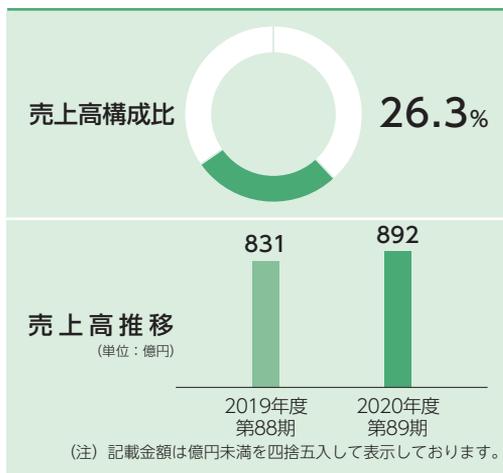
デジタルソリューション事業



DX技術を活用した働き方改革に関連したICTサービスの拡大や子会社におけるGIGAスクール案件などにより、売上高は前期比11.7%増加の1,259億60百万円となりました。



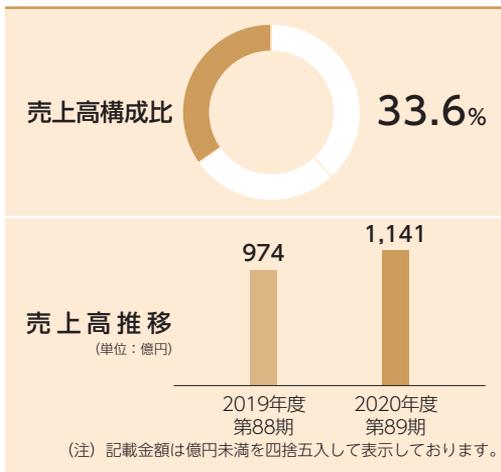
ネットワークインフラ事業



通信事業者向けが拡大し、売上高は前期比7.4%増加の892億32百万円となりました。



エンジニアリング&サポートサービス事業



地域GIGAスクール案件の売上貢献やメガソーラープロジェクトの売上増により、売上高は前期比17.1%増加の1,140億89百万円となりました。



※1 ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。

※2 DX：Digital transformationの略。AI（人工知能）・IoT（Internet of Things）・RPA（Robotic Process Automation）等の最先端技術を用いて、企業・産業の事業活動や都市運営などを大きく変革すること。

セグメントの概要

セグメント	主な事業内容
デジタルソリューション事業	●主に企業などの業務系ICTプラットフォームに関するシステムインテグレーションおよびこれらに関するアウトソーシング/クラウドサービスや、最先端/デジタル技術を活用し、お客様のビジネス変革に資するソリューション、サービスの提供、ならびにコンタクトセンターサービスの提供
ネットワークインフラ事業	●主に通信事業者や官庁・自治体、社会インフラを提供する事業者向けを中心に、信頼性が要求される公共性の高いネットワークインフラに関するシステムインテグレーション、サービスの提供、ならびにネットワーク機器などの製造開発、販売およびシステムインテグレーションの提供
エンジニアリング&サポートサービス事業	●主に国内・海外における施工事業、および当社が提供する各種ICTシステム、サービスに関する保守、運用・監視ならびに全社サービス基盤の運用とそれらを活用したテクニカルサービスなどのサポートサービスの提供
その他	●主に情報通信機器等の仕入販売

(注) 当社は、2020年4月より、事業効率の最適化のための一部事業の入れ替え及び社内業績管理上の経営資源の配分の見直しを行ったことに伴い、当社の経営管理の実態に合わせ、セグメント間の組替えを行っております。

なお、前連結会計年度に係る報告セグメントに関する情報につきましても、当該事象による変更を反映したものに組替えて開示しております。

(2) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症については未だ収束の目途がついておらず、2022年3月期においても、引き続き不透明な環境が予想されますが、ワクチン接種の広がりや、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、徐々に景気が持ち直しに向かうことが期待されております。

当社の事業領域であるICT分野におきましては、一般企業向けでは、設備更新などの不要不急の投資抑制継続が懸念されるものの、新型コロナウイルス感染症を機に拡大したテレワークなどのニューノーマルな働き方のための働き方改革関連分野のニーズが拡大することが見込まれます。一方、通信事業者向け事業においては、5Gに向けた投資が徐々に拡大するなど、設備投資は堅調に推移するものと予想されます。官公庁においては、前期に投資が集中したGIGAスクール案件が一巡する一方で、教育機関におけるこれらネットワーク環境を活用するための投資が徐々に出てくるのが期待されるほか、防災・減災に向けた投資は引き続き堅調に推移することが見込まれます。

このような環境のなか、当社は、昨今の社会課題の解決に向けたソリューションの提供に注力するとともに、コストコントロールを適切におこなっていくことで収益の確保に努めてまいります。

デジタルソリューション事業分野におきましては、時代に先駆けて働き方改革ソリューションを提供してきた実績を活かして、働き方改革関連分野におけるノウハウを提供していくことにより、「ニューノーマル」な働き方の定着などの社会課題解決に寄与していくとともに、DX技術を有する企業との共創や、お客様企業とともにそれら新技術の活用・実践を推進することにより、働き方改革関連事業をビジネス変革事業へ進化させてまいります。

ネットワークインフラ事業分野におきましては、通信事業者との連携の強化を図るとともに、5Gなどの通信技術の高度化に向けた技術力の強化により、移動体通信基地局からコアネットワークまでフルレイヤーのSI力を活かし、通信事業者向け事業を拡大するとともに、ローカル5Gを活用した地域の社会課題解決型ビジネスの拡大を図ってまいります。また、消防・防災などの公共性が高い社会インフラ事業領域においては、DX技術を活かし、お客様業務を熟知したデジタルサービス創出力とインフラ構築力とを組み合わせ、事業規模を拡大してまいります。

エンジニアリング&サポートサービス事業分野におきましては、国内外のフィールドエンジニアリング、保守体制の集約・一元化により、施工・保守といった全社共通機能の事業力を強化すると同時に、事業運営の効率化を進めてまいります。そのために、技術者の育成、プロジェクト品質管理、マネジメント力の強化を図ってまいります。

(3) 財産および損益の状況

区 分	2017年度 第86期	2018年度 第87期	2019年度 第88期	2020年度 第89期 (当連結会計年度)
受注高 (百万円)	287,831	284,739	304,978	336,877
売上高 (百万円)	267,939	277,949	303,616	339,109
営業利益 (百万円)	11,057	12,774	16,245	25,563
経常利益 (百万円)	10,957	13,023	15,938	25,493
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	7,357	8,885	9,422	15,745
1株当たり当期純利益 (円)	49.41	59.67	63.28	105.73
総資産 (百万円)	207,643	216,171	230,244	250,338
純資産 (百万円)	101,732	107,608	113,510	127,117

- (注) 1. 当社は、2020年6月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第86期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益」を算定しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第87期の期首から適用しており、第86期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(4) 重要な親会社および子会社等の状況

① 親会社の状況

会 社 名	当社株式の議決権比率	関 係 内 容
日本電気株式会社	51.42%	当社は同社に対して、ネットワーク事業領域を中心に、システムに関する構築サービスの提供を行っております。また、これらに関する保守、ネットワーク運用・監視、アウトソーシング等のサポート・サービスを提供しております。

- (注) 1. 上記の議決権比率は、日本電気株式会社が退職給付信託として、(株)日本カストディ銀行（三井住友信託銀行再信託分・日本電気株式会社 退職給付信託口）に拠出している当社株式 19,200千株を含んで算出しております。
2. 日本電気株式会社との取引高は以下のとおりであります。
- | | |
|-----|-----------|
| 売上高 | 64,420百万円 |
| 仕入高 | 44,404百万円 |
3. 当社は日本電気株式会社より通信機器等を仕入れており、また日本電気株式会社からその顧客から受注したICTシステムの構築ならびにサポート・サービスを同社より請け負っております。これらの取引においては、当社の利益を害さないように、市場の実勢価格を参考にしてその都度交渉により決定しており、取引条件は他の取引先各社と同等であります。また、当社は、当社および日本電気株式会社から独立した社外取締役3名および社外監査役2名を選任しており、これら社外役員も出席する取締役会において、上記条件による取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。
4. 日本電気株式会社と当社との間に当社の重要な財務および事業の方針に関する契約等はございません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
NECネットエスアイ・サービス株式会社	百万円 60	% 100.00	エンジニアリング& サポートサービス事業
株式会社ニチワ	百万円 50	% 100.00	デジタルソリューション事業
キューアンドエー株式会社	百万円 897	% 56.91	デジタルソリューション事業
NECマグナスコミュニケーションズ株式会社	百万円 100	% 100.00	ネットワークインフラ事業
NECネットイノベーション株式会社	百万円 45	% 100.00	ネットワークインフラ事業
K&Nシステムインテグレーションズ株式会社	百万円 250	% 51.00	ネットワークインフラ事業
NESIC陸上養殖株式会社	百万円 250	% 100.00	その他
ネットフォレスト陸上養殖株式会社	百万円 5	% 66.00	その他
NESIC BRASIL S/A	百万円 1,325	% 87.44	エンジニアリング& サポートサービス事業
NESIC (Thailand) Ltd.	百万円 79	% 49.00	エンジニアリング& サポートサービス事業
NESIC PHILIPPINES, INC.	百万円 167	% 100.00	エンジニアリング& サポートサービス事業
Networks & System Integration Saudi Arabia Co. Ltd.	百万円 56	% 100.00	エンジニアリング& サポートサービス事業
ICT Star Group Myanmar Co., Ltd.	百万円 109	% 46.00	エンジニアリング& サポートサービス事業

(注) 1. 主要な事業内容については、セグメントの名称を記載しております。

2. 重要な子会社13社を含む連結子会社は18社、持分法適用会社は3社であります。

3. Networks & System Integration Saudi Arabia Co. Ltd.の議決権比率は子会社による間接所有を含んでおります。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、お客様の視点で新たなコミュニケーションを創出するシステムインテグレーターとして、主にコミュニケーション分野を中心としたICTシステムにつき、企画・コンサルティングから、設計、構築、運用・監視、アウトソーシングやクラウドに至るサービスを提供するとともに、ネットワーク/コミュニケーション機器等の製造・販売を展開しております。

(6) 主要な営業所 (2021年3月31日現在)**① 当 社**

本 社	東京都文京区後楽二丁目6番1号			
支社・支店等	日本橋オフィス (イノベーションベース)		(東京都中央区)	
	東日本支社 (仙台市)	北海道支店 (札幌市) 東北支店 (仙台市)	関西支社 (大阪市)	京滋支店 (京都市) 神戸支店 (神戸市)
	関東甲信越支社 (さいたま市)	関東支店 (さいたま市) 神奈川支店 (横浜市) 新潟支店 (新潟市) 甲信支店 (松本市)	西日本支社 (福岡市)	中国支店 (広島市) 四国支店 (高松市) 九州支店 (福岡市)
	中日本支社 (名古屋市)	静岡支店 (静岡市) 中部支店 (名古屋市) 北陸支店 (金沢市)		

② 子 会 社

会 社 名	本 社 所 在 地
NECネットエスアイ・サービス株式会社	東京都千代田区
株式会社ニチワ	兵庫県神戸市
キューアンドエー株式会社	東京都渋谷区
NECマグナスコミュニケーションズ株式会社	神奈川県川崎市
NECネットイノベーション株式会社	宮城県仙台市
K&Nシステムインテグレーションズ株式会社	東京都新宿区
NESIC陸上養殖株式会社	山梨県南都留郡西桂町
ネットフォレスト陸上養殖株式会社	東京都文京区
NESIC BRASIL S/A	ブラジル国サンパウロ市
NESIC (Thailand) Ltd.	タイ国バンコク市
NESIC PHILIPPINES, INC.	フィリピン国マニラ市
Networks & System Integration Saudi Arabia Co. Ltd.	サウジアラビア国アルコバール市
ICT Star Group Myanmar Co., Ltd.	ミャンマー国ヤンゴン市

(注) NECマグナスコミュニケーションズ株式会社は2020年6月29日に本社を東京都港区から移転いたしました。

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使用人数	前連結会計年度末比増減
デジタルソリューション事業		
ネットワークインフラ事業	7,209 名	(減) 281 名
エンジニアリング&サポートサービス事業		
その他		
全社共通	328 名	0 名
合計	7,537 名	(減) 281 名

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は含まれておりません。

2. 当社グループは、社内業績管理単位であるサービス別の事業本部を基礎とし、経済的特徴が類似している事業セグメントを集約しており、また、同一の部門が複数の事業セグメントに従事しているため、セグメントごとの使用人数を表記しておりません。

3. 「全社共通」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,996 名	(増) 125 名	44.1 歳	16.8 年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,500 百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,500 百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ① **発行可能株式総数** 300,000,000株
 (注) 当社は、2020年6月1日付で、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、同日付で発行可能株式総数は200,000,000株増加しております。
- ② **発行済株式の総数** 149,321,421株
 (注) 当社は、2020年6月1日付で、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、同日付で発行済株式総数は99,547,614株増加しております。
- ③ **単元株式数** 100株
- ④ **株主数** 23,135名
- ⑤ **大株主 (上位10名)**

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本電気株式会社	57,320	38.49
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・日本電気株式会社退職給付信託口)	19,200	12.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	8,352	5.61
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5,598	3.76
住友不動産株式会社	3,600	2.42
N E C ネットズエスアイ従業員持株会	1,857	1.25
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	1,806	1.21
GOVERNMENT OF NORWAY	1,671	1.12
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	1,617	1.09
JPMC GOLDMAN SACHS TRUST JASDEC LENDING ACCOUNT	1,500	1.01

- (注) 1. 持株比率は、「自己株式 (390,930株)」および「株主名簿上当社の名義となっておりますが実質的に所有していない株式 (300株)」を控除して計算し、小数点第3位以下を四捨五入して記載しております。
2. 持株数は、千株未満を切り捨てて記載しております。
3. 当社は、2020年6月1日付で、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
	株	名
取締役（社外取締役を除く）	12,900	4
社外取締役	-	-
監査役	-	-

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、2.(2)「②取締役および監査役の報酬等」に記載しております。
 2. 当社は、2020年6月1日付で、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況 (2021年3月31日現在)

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
牛島 祐之	代表取締役	執行役員社長
野田 修	取締役	執行役員常務兼ビジネスデザイン統括本部長
関澤 裕之	取締役	執行役員常務 (コーポレートスタッフ部門統括)
竹内 一彦	取締役	執行役員常務兼ネットワークインフラ事業本部長
芦澤 美智子	取締役	横浜市立大学国際商学部准教授 横浜市立大学国際マネジメント研究科 (大学院) 准教授 ネットイヤーグループ(株)社外取締役 (監査等委員) 日本発条(株)社外監査役
村松 邦子	取締役	(株)ウェルネス・システム研究所代表取締役 一般社団法人経営倫理実践研究センター上席研究員 (株)ヨコオ社外取締役 九州旅客鉄道(株)社外取締役
吉田 守	取締役	
芦田 潤司	取締役	日本電気(株)経営企画本部長
川久保 透	取締役	日本電気(株)ネットワークサービスビジネスユニットNTT営業本部長
岩崎 尚輝	監査役 (常勤)	
大谷 洋平	監査役 (常勤)	
菊池 祐司	監査役	弁護士 (東京八丁堀法律事務所) KHネオケム(株)社外取締役
堀江 正之	監査役	日本大学商学部教授 (株)インテリジェント ウェイブ社外監査役

- (注) 1. 取締役 芦澤美智子、村松邦子および吉田守の各氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 菊池祐司および堀江正之の各氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役 芦澤美智子、村松邦子および吉田守、監査役 菊池祐司および堀江正之の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
 4. 監査役 岩崎尚輝氏は、長年にわたり経理業務に従事しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 取締役 芦澤美智子氏の兼職先である横浜市立大学大学院および日本発条株式会社と当社との間には、取引関係はなく、特別の関係はありません。また、横浜市立大学およびネットイヤーグループ株式会社と当社との間には取引関係がありますが、その取引額はそれぞれ当社の売上高の0.2%未満、売上高の0.1%未満です。
6. 取締役 村松邦子氏の兼職先である株式会社ウエルネス・システム研究所、一般社団法人経営倫理実践研究センター、および株式会社ココオと当社との間には、取引関係はなく、特別の関係はありません。また、九州旅客鉄道株式会社と当社との間には取引関係がありますが、その取引額は当社の売上高の0.1%未満です。
7. 監査役 菊池祐司氏の兼職先である東京八丁堀法律事務所およびKHネオケム株式会社と当社との間には、取引関係はなく、特別の関係はありません。
8. 監査役 堀江正之氏の兼職先である株式会社インテリジェント ウェイブと当社との間には、取引関係はなく、特別の関係はありません。また、日本大学と当社との間には取引関係がありますが、その取引額は当社の売上高の0.1%未満です。
9. 責任限定契約の内容の概要
取締役 芦澤美智子、村松邦子、吉田守、芦田潤司および川久保透ならびに監査役 菊池祐司および堀江正之の各氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、120万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。
10. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社の親会社である日本電気株式会社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、同社および当社を含む子会社の取締役、監査役、執行役員等です。当該保険契約は、被保険者が、その業務執行に関連して損害賠償請求を受けた場合において法律上負担すべき損害賠償金および防衛費用の支払いを填補するものです。
11. 当事業年度中に退任した取締役および監査役の氏名、退任時の会社における地位、退任年月日および退任事由は次のとおりであります。

氏名	退任時の会社における地位	退任年月日（退任事由）
和田 雅夫	取締役	2020年6月24日（任期満了）
郷司 昌史	取締役	2020年6月24日（任期満了）
不破 久温	取締役	2020年6月24日（任期満了）
工藤 守彦	取締役	2020年6月24日（任期満了）
坂梨 恒明	監査役	2020年6月24日（辞任）

12. 2021年4月1日付で担当および重要な兼職の状況に次のとおり変更がありました。

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
川久保 透	取締役	日本電気(株)執行役員

② 取締役および監査役の報酬等

〔取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定に関する方針〕

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、取締役会で決議された決定方針を踏まえ、メンバーの過半数が独立社外取締役で構成され、かつ独立社外取締役が議長を務める諮問会議での意見を尊重して決定することとしており、取締役会としては当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は次のとおりです。

(i) 取締役の報酬等に関する基本方針

当社の取締役の報酬等は、業界における競争力を維持するとともに、業績向上のインセンティブとして機能させるため、適正な水準を設定し、会社業績との連動性を確保する等、職責や成果を反映した報酬体系とする。

取締役（業務執行を行わない取締役を除く）の報酬等は、月額報酬ならびに前期の各取締役の担当事業への貢献度に応じて決定される賞与および役位に応じて決定される株式報酬により構成する。

業務執行を行わない取締役の報酬等は、業務執行の監督という役割から、会社業績との連動は行わず毎月一定の金額を月額報酬として支払う。

(ii) 固定報酬（月額報酬）の決定に関する方針

職務執行の対価として役位に応じてあらかじめ決められた基準報酬額を基に各取締役の役割発揮度を勘案のうえ決定し、月額報酬として毎月支給する。

(iii) 業績連動報酬等（賞与）の決定に関する方針

「売上高前年伸長度」と「営業利益前年伸長度」を基に各取締役の担当事業への貢献度と役位により個別の支給額を決定し、毎年一定の時期に支給する。

(iv) 非金銭報酬等（株式報酬）の決定に関する方針

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、毎年一定の時期に役位に応じて決定した譲渡制限付株式を付与する。

(v) 報酬等の割合の決定に関する方針

月額報酬、賞与、株式報酬の配分比率の方針は、55%：35%：10%を目安とする。

(vi) 報酬等の決定の委任に関する事項

月額報酬、賞与は諮問会議において審議し、その結果を踏まえ、株主総会の決議により定められた報酬総額の枠内で、取締役会から授権された代表取締役が決定する。株式報酬は役位に応じて付与するものとし、取締役会において取締役個人別の割当株式数を決議する。

〔取締役および監査役の報酬等の額〕

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		固定報酬 (月額報酬)	業績連動報酬等 (賞与)	非金銭報酬等 (株式報酬)	
	百万円	百万円	百万円	百万円	名
取締役 (うち社外取締役)	218 (24)	95 (24)	98 (-)	24 (-)	13 (4)
	百万円	百万円			名
監査役 (うち社外監査役)	44 (10)	44 (10)	- (-)	- (-)	5 (2)
	百万円	百万円	百万円	百万円	名
合計	262 (34)	139 (34)	98 (-)	24 (-)	18 (6)

- (注) 1. 当社は使用人兼務取締役に對し、使用人分給（賞与を含む）は支給していません。
2. 当事業年度末現在の取締役は9名（うち社外取締役は3名）、監査役は4名（うち社外監査役は2名）であります。上記取締役および監査役の員数と相違しておりますのは、2020年6月24日開催の第88期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名、監査役1名が含まれているためであります。
3. 業績連動報酬等として、取締役（業務執行を行わない取締役に除く）に対して賞与を支給しております。業績連動報酬等（賞与）にかかる業績指標として、当社の中期経営計画を達成するための重要な指標である「売上高前年伸長度」と「営業利益前年伸長度」を用い、前年度支給額の4割に「売上高前年伸長度」を乗じた金額と前年度支給額の6割に「営業利益前年伸長度」を乗じた金額をベースとして、個人の業績評価と役位により個別の支給額を決定しております。

指 標	2020年3月期	2021年3月期	前年伸長度
	億円	億円	%
売上高	3,036	3,391	111.7
営業利益	162	255	157.4

4. 非金銭報酬等として取締役（業務執行を行わない取締役に除く）に対して譲渡制限付株式を交付しております。当該株式報酬の内容およびその交付状況は、2.(1)「⑥当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。
5. 役員報酬等の総額については、2015年6月23日開催の第83期定時株主総会において、「取締役および監査役の報酬額改定の件」として、取締役は年額3億円以内（うち社外取締役は年額3,000万円以内）、監査役は年額9,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役は2名）、監査役の員数は5名です。
- また、2019年6月21日開催の第87期定時株主総会において、「取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件」として、取締役（業務執行を行わない取締役に除く）に対し当該報酬枠の範囲内で、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年額3,000万円以内、これにより発行又は処分される当社の普通株式数の上限を年20,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（業務執行を行わない取締役に除く）の員数は5名です。なお、2020年6月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割に伴う調整として譲渡制限付株式付与のために発行又は処分される当社の普通株式数の上限を年60,000株に変更しております。
- 本総会における第3号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の報酬等の額は年額3億5,000万円以内（うち社外取締役は年額5,000万円以内）、この報酬枠と別枠で、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権の総額は年額6,000万円以内となります。本総会における第1号議案が原案どおり承認可決されますと、本総会終結時点の取締役の員数は9名（うち業務執行を行わない取締役は、社外取締役3名を含め5名）となります。

6. 取締役会は、代表取締役執行役員社長牛島祐之に対し、各取締役の固定報酬（月額報酬）の額および業務執行を行わない取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を俯瞰しつつ、各取締役の担当事業について評価を行うには代表取締役執行役員社長が最も適していると判断したためであります。

委任された内容の決定にあたっては、諮問会議での審議結果を踏まえ、株主総会の決議により定められた報酬総額の枠内で決定しております。

なお、株式報酬については、役位に応じて付与するものとし、取締役会において取締役個人別の割当数を決議しております。

③ 社外役員に関する事項

(i) 重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況等につきましては、2.(2)「①取締役および監査役の状況」に記載のとおりであります。

(ii) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況および期待される役割に対して行った職務の概要
社外取締役	芦澤 美智子	当事業年度に開催した取締役会14回のうち13回に出席し、議案の審議において会計の専門家としての見地から発言をする等、経営管理全般の専門知識と経験を活かすとともに、社外者の立場からの視点で助言および意思決定を行い、業務執行に対する実効性の高い監督をする等、社外取締役としての役割を十分に果たしております。
	村松 邦子	当事業年度に開催した取締役会14回すべてに出席し、議案の審議において、コンプライアンスやダイバーシティ、サステナビリティ経営の見地から発言をする等、異なる業種かつ現役の企業経営者としての視点を活かすとともに、社外者の立場からの視点で助言および意思決定を行い、業務執行に対する実効性の高い監督をする等、社外取締役としての役割を十分に果たしております。
	吉田 守	2020年6月24日就任以来、当事業年度に開催した取締役会12回のうち11回に出席し、議案の審議において、事業責任者や企業経営の経験を踏まえて、モノづくりや経営の見地から大局を見据えた発言をする等、社外者の立場からの視点で助言および意思決定を行い、業務執行に対する実効性の高い監督をする等、社外取締役としての役割を十分に果たしております。
社外監査役	菊池 祐司	当事業年度に開催した取締役会14回および監査役会14回すべてに出席し、会議の議論に弁護士としての見地から参画する等、法律に係わる専門的な知識と視点を活かすとともに、社外者による公正・客観的な立場から取締役の業務執行を監査し、業務執行に対する実効性の高い監督をする等、社外監査役としての役割を十分に果たしております。
	堀江 正之	当事業年度に開催した取締役会14回および監査役会14回すべてに出席し、会議の議論にリスクマネジメントの見地から参画する等、内部統制等の企業経営分野に係わる専門的な知識と視点を活かすとともに、社外者による公正・客観的な立場から取締役の業務執行を監査し、業務執行に対する実効性の高い監督をする等、社外監査役としての役割を十分に果たしております。

(3) 会計監査人の状況

① 名 称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
	百万円
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	127
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	164

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち海外現地法人は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査役会は、取締役または社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積りの算出根拠、報酬の妥当性などが適切であるかについて必要な確認を行った結果、有限責任 あずさ監査法人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意をしております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役会において決定した会社法第362条第4項第6号に定める会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針の内容の概要は、次のとおりであります。

当社は、本基本方針に基づく内部統制システムの整備状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、本基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備に努めます。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (i) 取締役および執行役員は、当社および当社の子会社（以下「子会社」という。）における企業倫理の確立ならびに法令、定款および社内規程の遵守の確保を目的として制定した「NECネットエスアイグループ行動規範」（以下「行動規範」という。）を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき教育等を行うことにより、周知徹底を図る。
- (ii) 法務コンプライアンス部は、行動規範の周知徹底のための活動を行い、経営監査部は、当社および子会社における法令、定款および社内規程の遵守状況等の監査を実施する。
- (iii) 法務コンプライアンス部は、法令違反および行動規範の違反またはそのおそれに関する相談窓口である「内部通報相談窓口（企業倫理ホットライン）」の利用を促進し、当該事実の早期発見に努める。
- (iv) 取締役は、法令違反および社内規程に関する重大な違反等の事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告し、是正措置をとる。
- (v) 経営品質向上委員会は、NECネットエスアイグループにおける不正行為の原因究明ならびに再発防止の具体的施策の策定および実施活動を推進する。
- (vi) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては毅然とした対応をとる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役および使用人は、職務の遂行に係る各種文書等の作成、保存および管理については、法令および「文書整理規程」等の社内規程に従い、適切に行う。また、情報の保存および管理については、「情報セキュリティ基本規程」、「企業秘密管理規程」、「個人情報保護管理規程」等の社内規程に基づき、適切に行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) 損失の危険（以下「リスク」という。）の管理については、「リスク管理基本規程」に基づき、効果的かつ総合的に管理するとともに、内容に応じて弁護士、公認会計士等の外部の専門家の助言を受け、適切に管理する。
- (ii) 経営品質向上委員会は、リスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、当社および子会社にまたがるリスク管理の具体的施策の実施活動を推進する。
- (iii) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、常務会において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会にお

いて付議する。

- (iv) 当社および子会社のリスク管理体制およびリスク管理の実施状況については、経営監査部が監査を行う。

④ 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

- (i) 取締役会は、月に1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- (ii) 取締役および執行役員の職務執行状況については、適宜、取締役会に対して報告を行う。
- (iii) 取締役会は、執行役員に大幅な権限委譲を行うことにより、事業運営に関する迅速な意思決定を行う。執行役員は、取締役会で定める業務担当事項に基づき、機動的かつ効率的な職務執行を行う。
- (iv) 執行役員常務以上および監査役を中心メンバーとした会社経営と業務執行の重要事項を審議する「常務会」、業務遂行状況のフォローと重要事項の報告を行う「事業執行会議」により、経営機能の強化に努める。
- (v) 執行役員その他の使用人の職務権限の行使については、「職務権限規程」等の社内規程に基づき適正かつ効率的に行う。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (i) 当社は、必要に応じて親会社である日本電気株式会社（以下「NEC」という。）と企業倫理の確立、法令、定款および社内規程の遵守体制、その他業務の適正を確保するための体制の整備等について連携を行う。
- (ii) a. 当社は、行動規範に基づく企業倫理の確立、法令、定款および社内規程の遵守体制、その他業務の適正を確保するための体制に関する指導および支援を子会社に対して行う。
b. 当社は、子会社管理部門を設置し各スタッフ部門と連携を図り、子会社における業務の適正の確保を図るための実施活動を推進および管理する。
- (iii) 当社は、子会社に対して、取締役または監査役を派遣するとともに、当該子会社の経営・事業運営全般を管理する部門を定め、当該管理部門は子会社の業務執行状況について報告を受けるものとする。また、「関係会社管理規程」に基づき子会社の重要な事業運営に関する事項については、当社において常務会での審議、取締役会への付議等を行うとともに、必要に応じてNECと連携を行う。
なお、当該管理部門はその子会社の業務の効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切に職務の遂行が行えるよう指導および支援する。
- (iv) 当社および子会社の取締役は、法令および社内規程に従い、財務諸表等の作成を行うとともに、会計監査人の監査業務遂行に協力する。また、財務報告に係る内部統制についても法令等に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- (v) 経営監査部は、業務の適正性に関し、子会社の監査を行う。
- (vi) 監査役は、業務監査を通じて当社および子会社における業務の適正の確保を図る。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、「監査役室」を設置し、監査役の職務遂行を補助するスタッフを配置する。
なお、監査役は当該スタッフの人事異動等について、意見を述べるができる。

⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (i) 当社および子会社の取締役および使用人ならびに子会社の監査役は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- (ii) 経営監査部等は、その職務の内容に応じて、定期的に監査役に対する報告を行う。
- (iii) 法務コンプライアンス部は、「内部通報相談窓口（企業倫理ホットライン）」の運用状況について、定期的に監査役に対する報告を行う。
- (iv) 当社は、監査役へ報告を行った当社もしくは子会社の取締役もしくは使用人または子会社の監査役に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。
- (v) 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

⑧ 監査役が実効的に行われることを確保する体制

- (i) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
- (ii) 監査役は、監査役会において、監査実施状況等について情報の交換・協議を行う。また、会計監査人の監査業務遂行に協力し、定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行うとともに、内部監査部門である経営監査部との連携を図ることで、効果的な監査業務を行う。
- (iii) 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「(4) 業務の適正を確保するための体制」に記載の基本方針に基づき、当期において内部統制システムが適切に構築され運用されている旨を確認し、取締役会に報告しました。なお、本基本方針に基づく主な運用状況の概要は、以下のとおりです。

① コンプライアンスおよびリスク管理体制について

コンプライアンスにつきましては、当社および子会社において行動規範を制定し、年間を通して各種コンプライアンス教育や職場懇談会を実施し、当社グループ全体のコンプライアンス意識向上と法令および社内規程の遵守等、周知徹底を図っています。

コンプライアンス違反発生時には経営品質向上委員会において原因と対策を討議し、委員長である執行役員社長からコンプライアンス最優先の事業遂行を指示しています。

また、教育等を通じて、「企業倫理ホットライン」の利用を促進し、当該事実の早期発見に努めています。

さらに、経営監査部による企業集団全体に対する監査を実施しています。

リスク管理体制につきましては、当社および子会社における効果的かつ総合的なリスク管理を実施することを目的とした「リスク管理基本規程」に基づき設置した経営品質向上委員会ならびにその下部組織である各種委員会において、当社および子会社が重点的に対策を講じる必要があるリスクを設定し、四半期毎に会議を開催し具体的な施策の検討、審議を行っています。

なお、重大な違反事案が発覚した際には、エスカレーションルールに基づき、原因究明、再発防止策の策定等を速やかに対応するとともに、重要性に応じて適宜常務会、取締役会に報告するほか、社内公表を行うなど、再発防止に取り組んでいます。

② グループ会社管理体制について

当社は、NECと定期的な情報交換を実施し連携を図るほか、子会社に対しては、取締役や監査役等を派遣するとともに、主管部門を定め、当該主管部門は子会社の経営・事業運営全般の管理を実施するなど、子会社の管理強化を図っています。当社のスタッフ部門は、子会社と定期的に情報交換を実施し、主管部門および子会社管理部門と連携して適宜内部統制システムに関する指導・支援等を実施しています。監査役は、子会社の業務監査を行うとともに、子会社の取締役および監査役と適宜意見交換を実施しています。

また、「関係会社管理規程」に基づき子会社の重要な事業運営に関する事項については適宜当社常務会、取締役会への付議を行っています。

③ 取締役の職務執行の効率性を確保する体制について

当社は執行役員制度のもと、執行役員への大幅な権限委譲を行い機動的かつ効率的な職務遂行を行っています。

執行役員常務以上と常勤監査役を中心とした「常務会」を定期的に開催し会社経営と業務執行の重要事項を審議し、特に重要な案件については取締役会へ上程・報告を実施するなど経営機能の強化に努めています。

④ 監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制について

監査役は、取締役会への出席のほか、重要な決裁書類を定期的に閲覧するとともに、監査役会において代表取締役および取締役（社外取締役含む）、執行役員等との定期的な意見交換を実施しています。常勤監査役については、常務会、経営品質向上委員会およびその他重要な会議への出席等、内部統制システムに関する情報共有・意見交換を適宜実施するなど全社スタッフ部門との連携を強化しています。

また、監査役は、会計監査人、経営監査部との定期的な情報交換・協議等を実施しており、効果的な監査業務を行っています。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主の皆様への適切な利益還元を経営における最重要事項の一つと位置付けており、経営基盤の強化、財務体質の充実、収益力の向上に努めております。利益配分につきましては、今後の注力分野拡大に向けたM&Aや事業基盤の強化、新事業の創造などの戦略的投資の加速による成長を通じた企業価値拡大を重視しつつ、株主の皆様の期待に一層応える利益配分も行っていく考えであります。

このような方針のもと、2021年3月期における1株当たりの配当につきましては、期末配当を21円とし、すでに2020年12月2日に実施済みの中間配当金1株当たり14円とあわせまして、年間配当金は1株当たり35円（前期比7.67円増）となります。

また、当社は、株式分割により当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、投資家層のさらなる拡大と株式の流動性の向上を図ることを目的に、2020年4月28日開催の取締役会にお

いて、2020年6月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割することを決議しました。当社は、会社法第459条第1項各号に定める剰余金の配当等については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって行う旨を定款に定めております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	211,806	流動負債	91,474
現金及び預金	68,426	支払手形及び買掛金	44,188
受取手形及び売掛金	123,313	電子記録債務	2,649
電子記録債権	1,256	短期借入金	6,360
機器及び材料	3,456	1年内返済予定の長期借入金	3,298
仕掛品	8,052	未払費用	11,809
その他	7,388	未払法人税等	5,954
貸倒引当金	△87	未払消費税等	3,500
固定資産	38,531	前受金	7,708
有形固定資産	10,845	役員賞与引当金	159
建物及び構築物	4,435	製品保証引当金	83
機械装置及び運搬具	83	受注損失引当金	512
工具、器具及び備品	3,605	損害賠償引当金	711
土地	1,507	オフィス再編費用引当金	6
建設仮勘定	890	その他	4,532
その他	322	固定負債	31,745
無形固定資産	4,908	長期借入金	466
のれん	623	退職給付に係る負債	29,233
その他	4,284	その他	2,046
投資その他の資産	22,777	負債合計	123,220
投資有価証券	1,973	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	313	株主資本	126,125
繰延税金資産	15,198	資本金	13,122
その他	5,347	資本剰余金	16,680
貸倒引当金	△54	利益剰余金	96,589
		自己株式	△266
		その他の包括利益累計額	△2,443
		その他有価証券評価差額金	169
		為替換算調整勘定	△533
		退職給付に係る調整累計額	△2,080
		非支配株主持分	3,435
		純資産合計	127,117
資産合計	250,338	負債純資産合計	250,338

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	339,109
売上原価	275,179
売上総利益	63,929
販売費及び一般管理費	38,366
営業利益	25,563
営業外収益	528
受取利息配当金	47
その他	481
営業外費用	598
支払利息	97
その他	500
経常利益	25,493
特別利益	228
関係会社株式売却益	228
特別損失	976
損害賠償引当金繰入額	976
税金等調整前当期純利益	24,745
法人税、住民税及び事業税	7,894
法人税等調整額	465
当期純利益	16,385
非支配株主に帰属する当期純利益	639
親会社株主に帰属する当期純利益	15,745

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,122	16,664	84,972	△271	114,488
当期変動額					
剰余金の配当			△4,169		△4,169
親会社株主に帰属する 当期純利益			15,745		15,745
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分		18		8	27
連結会社増減による増加		△3	41		37
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	15	11,616	5	11,637
当期末残高	13,122	16,680	96,589	△266	126,125

項 目	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	30	25	△392	△3,783	△4,121	3,143	113,510
当期変動額							
剰余金の配当							△4,169
親会社株主に帰属する 当期純利益							15,745
自己株式の取得							△3
自己株式の処分							27
連結会社増減による増加							37
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	139	△25	△140	1,703	1,677	292	1,969
当期変動額合計	139	△25	△140	1,703	1,677	292	13,607
当期末残高	169	-	△533	△2,080	△2,443	3,435	127,117

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	180,956	流動負債	76,456
現金及び預金	64,144	電子記録債務	2,629
受取手形	364	買掛金	37,729
電子記録債権	509	一年内返済予定の長期借入金	3,000
売掛金	102,757	未払費用	9,167
機器及び材料	1,447	未払法人税等	4,405
仕掛品	4,478	未払消費税等	2,552
関係会社貸付金	1,222	前受金	6,280
その他	6,058	役員賞与引当金	98
貸倒引当金	△27	受注損失引当金	449
固定資産	37,724	損害賠償引当金	711
有形固定資産	8,587	その他	9,432
建物及び構築物	3,239	固定負債	25,990
機械装置及び運搬具	39	退職給付引当金	24,399
工具、器具及び備品	2,871	その他	1,590
土地	1,344	負債合計	102,447
建設仮勘定	783	(純資産の部)	
その他	307	株主資本	116,078
無形固定資産	4,248	資本金	13,122
ソフトウェア	3,013	資本剰余金	16,674
のれん	328	資本準備金	16,650
その他	905	その他資本剰余金	24
投資その他の資産	24,889	利益剰余金	86,547
投資有価証券	1,516	利益準備金	546
関係会社株式	5,510	その他利益剰余金	86,000
長期保証金	3,815	別途積立金	23,940
前払年金費用	1,839	繰越利益剰余金	62,060
繰延税金資産	11,305	自己株式	△266
その他	950	評価・換算差額等	155
貸倒引当金	△49	その他有価証券評価差額金	155
資産合計	218,680	純資産合計	116,233
		負債純資産合計	218,680

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	267,599
売上原価	218,619
売上総利益	48,979
販売費及び一般管理費	28,880
営業利益	20,098
営業外収益	598
受取利息配当金	61
その他	536
営業外費用	362
支払利息	32
その他	329
経常利益	20,334
特別損失	976
損害賠償引当金繰入額	976
税引前当期純利益	19,357
法人税、住民税及び事業税	5,878
法人税等調整額	169
当期純利益	13,310

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	13,122	16,650	5	16,655	546	23,940	52,920	77,407
当期変動額								
剰余金の配当							△ 4,169	△ 4,169
当期純利益							13,310	13,310
自己株式の取得								
自己株式の処分			18	18				
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	18	18	-	-	9,140	9,140
当期末残高	13,122	16,650	24	16,674	546	23,940	62,060	86,547

項 目	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 271	106,913	19	19	106,933
当期変動額					
剰余金の配当		△ 4,169			△ 4,169
当期純利益		13,310			13,310
自己株式の取得	△ 3	△ 3			△ 3
自己株式の処分	8	27			27
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			136	136	136
当期変動額合計	5	9,164	136	136	9,300
当期末残高	△ 266	116,078	155	155	116,233

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年4月27日

NECネットエスアイ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 西野 聡 人 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 長谷川 義 晃 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 村 上 智 昭 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、NECネットエスアイ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NECネットエスアイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年4月27日

NECネットエスアイ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 西野 聡 人 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 長谷川 義 晃 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 村 上 智 昭 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、NECネットエスアイ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し適宜意見を述べるほか、取締役および使用人等からその職務の執行状況を聴取し、重要な法裁書類等を閲覧し、本社および主要な営業拠点等において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人 有限責任 あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年4月27日

NECネットスアイ株式会社 監査役会

監査役（常勤）	岩 崎 尚 輝 ㊟
監査役（常勤）	大 谷 洋 平 ㊟
監査役（社外監査役）	菊 池 祐 司 ㊟
監査役（社外監査役）	堀 江 正 之 ㊟

以上

以上

■ 株主メモ

● 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

● 定時株主総会

毎年6月開催

● 基準日

定時株主総会・期末配当 毎年3月31日

中間配当 毎年9月30日

そのほか必要があるときは、
あらかじめ公告して定めた日

● 株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

● 株主名簿管理人事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

● 公告方法

電子公告により、当社ホームページに掲載いたします。

(<https://www.nesic.co.jp>)

ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

[株式に関する届出およびご照会について]

- ・郵便物等の発送と返戻について
- ・支払期間経過後の配当金について
- ・特別口座に関する事項
(特別口座から一般口座への振替請求等)

➡ 三井住友信託銀行  0120-782-031

- ・単元未満株式の買取・買増請求
- ・住所・氏名等の変更
- ・配当金の受領方法(銀行振込等)の指定

➡ 株主様がお取引のある証券会社

※証券会社に口座をお持ちでない株主様は上記の三井住友信託銀行

「デジタル×5G」への取り組み

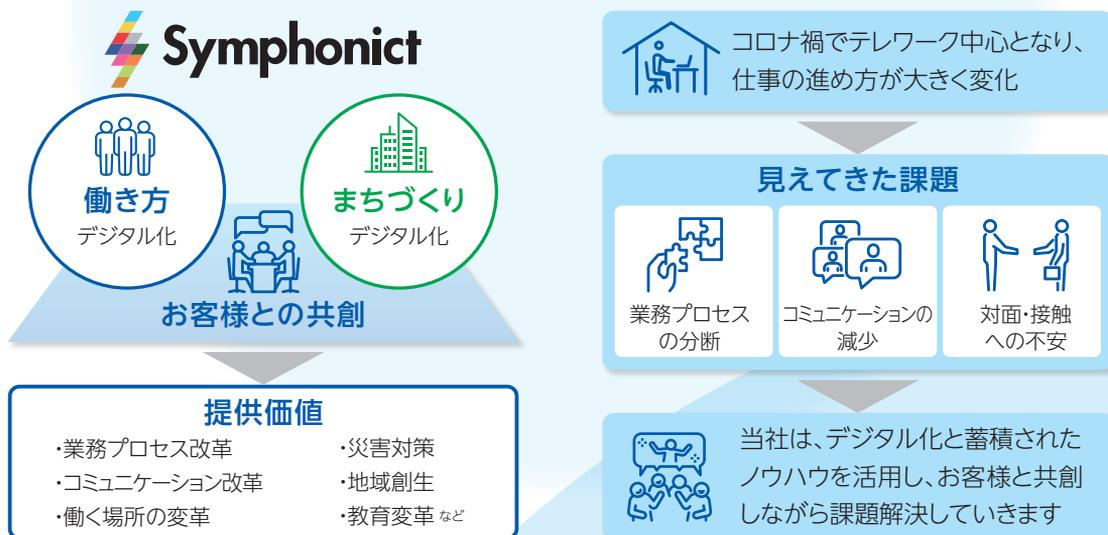
当社は、2019～2021年度の3カ年を期間とする中期経営計画のなかで「デジタルと5Gは、それぞれ当社の強みを活かせる領域であり、2020年度も

デジタル

当社は、10年以上前から先進的な働き方を自ら取り入れ、実践してきました。2020年度は、こうした自社実践で培ったノウハウを活かして、「Symphonict（シンフォニクト）」というコンセプトのもとソリューションメニューを整備し、事業展開を強化しています。

コロナ禍で社会環境が大きく変わり、これまでに無い新たな課題が表れていますが、これらの課題は当社が過去から培ってきたノウハウを活用することにより解決できると考えています。

今後は働き方に加え、まちづくりなど幅広い領域のデジタル化を進めていきます。



▶ デジタルと5Gを融合した

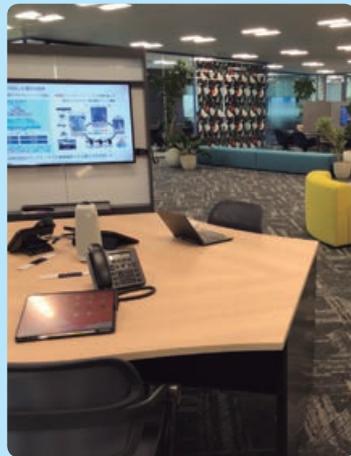
「デジタル×5G」を注力領域とし、事業拡大に努めています。
様々な取り組みを進めました。

5G

5Gは、当社が長年培ってきた通信事業者向けのインフラ構築力が活かされるどころです。通信事業者向け事業に加え、企業や自治体の特定エリアに5Gの独自サービスを提供するローカル5G事業の拡大を目指しています。2020年度は、「新川崎テクニカルベース」に5Gラボを設置するとともに、「日本橋イノベーションベース」にローカル5G環境を構築しました。当社は、これらの施設を活用しお客様との共創や実証を加速していきます。



新川崎テクニカルベース (5Gラボ)



日本橋イノベーションベース

ソリューションの創出

三井不動産様

ローカル5Gを基盤に、
ロボティクス・XR※等を
高度に活用した新たな
スマートビル・ワーク
スタイルの実現

社内実践

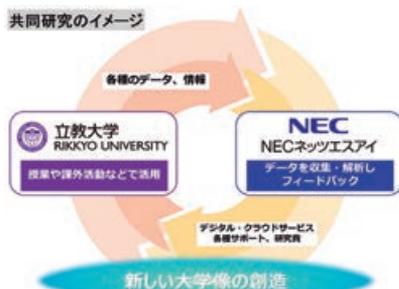
5Gを活用した新しい
ワークスタイルの実証を
東京都様の補助金を活用し
加速



※現実世界と仮想世界を融合するさまざまな技術の総称

立教大学様

オンライン教育/
環境の質を
維持・向上させる
「新しい大学像」
の創出



2020年度の

デジタル

働き方やまちづくり
「デジタル×5G」の

三菱地所様

オフィスや
飲食店などで
ロボットを
活用した配膳
の実証





日本橋室町
三井タワー内
で実施

レイヤーズ・コンサルティング様
NTTドコモ 中国支社様 東京大学様

海面養殖においてローカル5Gを活用し、海中状況をリアルタイムに把握することで生産性の向上を実証



※総務省 令和2年度「地域課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」

主な取り組み

5G

など、幅広い領域で
実証を進めています。

日本医科大学千葉北総病院様

病院で新型コロナウイルス感染症患者
専用エリアの院内搬送試験を実施



徳島県様 ケーブルテレビ徳島様

「徳島5G革命」の
実現パートナーとして
徳島県における
ローカル5Gの
通信網を構築
(農業、防災等)



株主総会会場ご案内図

東京都文京区後楽二丁目6番1号

飯田橋ファーストタワー 地下1階 ベルサール飯田橋ファースト

株主総会の来会記念品のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



交通手段のご案内

JR総武線	飯田橋駅 東口 徒歩5分	都営大江戸線	飯田橋駅 C3出口 徒歩4分
東京メトロ東西線	飯田橋駅 A3出口 徒歩6分	東京メトロ丸ノ内線	後楽園駅 1番出口 徒歩8分
東京メトロ有楽町線・南北線	飯田橋駅 B1出口 徒歩5分		

NECネットエスアイ株式会社

〒112-8560 東京都文京区後楽二丁目6番1号
TEL (03) 6699-7000 <https://www.nesic.co.jp>



環境に配慮した「植物油インキ」
を使用しています。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。